

保護者 各位

霧島市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための市立学校における対応について

このことについて、本市においても、7月3日から4日にかけて、2例目と3例目となる新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。

本市では、霧島市立の幼稚園、小・中・高等学校において、文部科学省のガイドラインに基づき、関係機関と連携を取りながら、下記のとおり対応しております。

感染者の一日も早い回復を願うとともに、感染者及び接触者に対する不当な差別、いじめなどの人権侵害の事案が絶対出ないように、保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業についての考え方

児童生徒が感染者と確定した場合、在籍する学校のみ、臨時休業となります。臨時休業の期間は、学校や地域における感染状況や学校施設の消毒等に必要の日数等総合的に判断して、保健所等関係機関と連携して決定します。

2 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る児童生徒の出席等の扱い

- (1) 同居する家族等が濃厚接触者に特定された場合は、児童生徒は感染拡大防止のため自宅待機とします。（出席停止扱い）
- (2) 児童生徒本人が濃厚接触者と特定された場合、当該児童生徒はPCR検査実施のため、出席停止となります。
- (3) (1)・(2)以外の児童生徒は、体調等に異常がなければ、通常登校とします。
 - ・ 風邪症状等が見られる場合は、これまでと同様、出席停止とします。
 - ・ 息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状、味覚や嗅覚の異常を感じた場合は、帰国者・接触者相談センター（始良保健所：44-7956）へ相談してください。

※ 上記(1)・(2)・(3)に係る欠席の場合は、校長に連絡してください。

3 その他

家庭におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、熱中症対策や災害時の行動等についても話題にし、学校と連携して、子供の命を守る取組を進めてくださるようお願いいたします。